

焼却火による火災に注意！

廃棄物の焼却行為は、法律により
原則**禁止**されています。

《罰則》5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金

野外焼却は、煙、悪臭、飛灰などで、
近隣住民の生活環境に被害を与える
ほか、周囲の枯草に燃え移ると
思いもよらず、一気に燃え広がり、
山火事などの発生につながります。



農業を営むためにやむを得ず焼却を行う
場合であっても、火をつけたままその場
を離れる、消火用の水を用意しない等の
場合は、火気乱用の罪（軽犯罪法違反）
になることがあります。火気の取り扱い
には十分に気をつけましょう。